

町の事務事業についての「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業についての「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

- 相談できる人 町の事務事業に関して相談のある、すべての人が対象となります。
- 相談できる内容 町の事務事業についての、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。
- 相談の方法 「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電 話	0226-46-1381
電子メール	gyoukan@town.minamisanriku.miyagi.jp
F A X	0226-46-5348
郵 送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
面 談	事前に希望する日時などをお伝えください。
ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』から ご相談ください。

- その他 相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取扱いをされることはありません。
なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎ 行政管理課 行政管理係 ☎46-1381

南三陸町犯罪被害者等支援条例を制定しました

町では、犯罪などにより被害を受けた人やその家族・遺族（犯罪被害者）に対して、被害の早期回復および軽減を図るとともに、犯罪被害者に寄り添った支援を総合的に推進し、安心して暮らせる安全な地域社会の実現に寄与することを目的に、南三陸町犯罪被害者等支援条例を制定しました。

施行日 令和5年1月1日

主な施策

①支援金支給

支援金の区分	支援金の給付対象者	支援金の額
遺族支援金	犯罪行為により死亡した者の遺族 (傷病支援金の給付を受けていない場合)	300,000円
	犯罪行為により死亡した者の遺族 (傷病支援金の給付を受けている場合)	200,000円
傷病支援金	犯罪行為により傷病の被害を受けた者又はその家族	100,000円
死体検案費用支援金	犯罪行為により死亡した者の遺族	100,000円
法律相談等支援金	犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷病の被害を受けた者もしくはその家族	50,000円

②総合窓口

犯罪被害者等の相談窓口、継続的な支援、必要な情報提供、役場内の手続案内などを行います。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象となる人への給付金の支給は行っておりますが、申請期限が迫っておりますので、給付金を受け取っているかまたは申請が済んでいるかの確認をお願いします。

●支給金額 児童1人あたり 一律5万円

●申請期限 2月28日(火)

●申請先 保健福祉課子育て支援係

ひとり親世帯のご家庭

- (1)令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（申請不要）
- (2)公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっている人
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

※児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される人も対象となります。

ひとり親世帯以外のご家庭

- (1)令和4年4月以降の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度の住民税均等割が非課税である人（申請不要）
- (2)上記の他、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害の状態にあるお子さんの場合は20歳未満）の養育者）で、以下のいずれかに該当する人

①令和4年度の住民税均等割が非課税である人

②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象となります。

※ただし、ひとり親世帯の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

☎ 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

南三陸材利用促進事業費補助金の補助対象を拡充します

町では、南三陸材を使用して居住用の住宅を新築する人に木材費用の一部を補助していますが、さらなる南三陸材の利用を促進するため、令和5年4月1日からは、補助対象となる建物を「住宅、倉庫、事務所、店舗の新築および増改築」に拡充します。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、農林水産課までお問い合わせください。

補助金額

使用した地元材の材積1立方メートルにつき5万円とし、50万円を上限とします。ただし、新築は5立方メートル、増改築は2立方メートル以上の地元材を使用することが条件となります。

☎ 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378